○外務省告示第百六十四号

平成二十六年四月二十四日にネーピードーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十六年五月十五日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　四億六千八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　丸山市郎在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

○外務省告示第百六十五号

平成二十六年四月二十九日にダカールで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

平成二十六年五月十五日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　北原隆在セネガル大使
セネガル側　アマドウ・バ経済・財政大臣

○文部科学省告示第七十二号

平成二十六年文部科学省告示第二十五号（平成二十六年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件）に変更があったので、次のとおり告示する。

平成二十六年五月十五日

文部科学大臣　下村　博文

○文化庁告示第二十九号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月十五日

文化庁長官　青柳　正規

一　名称
平成二十六年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的
著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所
1　東京会場
（ア）日時　平成二十六年八月二十五日（月）（十時三十分から十六時五十分まで）、八月二十六日（火）（十時三十分から十六時五十分まで）及び八月二十七日（水）（十時三十分から十五時四十五分まで）
（イ）場所　昭和女子大学グリーンホール【定員四〇〇名】（郵便番号一五四―八五三三　東京都世田谷区太子堂一丁目七番五十七号）
2　京都会場
（ア）日時　平成二十六年九月十日（水）（十時三十分から十六時五十分まで）、九月十一日（木）（十時三十分から十六時五十分まで）及び九月十二日（金）（十時三十分から十五時四十五分まで）
（イ）場所　京都大学吉田キャンパス吉田南四号館三階四共三〇教室【定員二〇〇名】（郵便番号六〇六―八五〇一　京都市左京区吉田二本松町）

四　履習すべき科目
著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格
1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者
2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者
3　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者
文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続
1　申込期限
平成二十六年五月二十三日（金）まで（締切日消印有効）
2　申込書
別記様式
3　申込方法
受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先（郵便番号含む）・申込者氏名を記入し百二十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。
4　受講料
無料

八　講師
文化庁職員

九　受講修了者
受講成績が良好と認められた者

十　修了証書
受講修了者には修了証書を授与する。